
平成五年政令第三百三十号

計量法附則第十九条第一項の日を定める政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）附則第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

- 1 計量法（以下「法」という。）附則第十九条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる特定計量器を製造する者については、当該各号に定める日とする。
 - 一 タクシーメーター 平成九年五月一日
 - 二 皮革面積計 平成十年五月一日
 - 三 密度浮ひょう 平成十年五月一日
 - 四 最大需要電力計 平成十年十月三十一日
 - 五 電力量計 平成十年十月三十一日
 - 六 無効電力量計 平成十年十月三十一日
 - 七 照度計 平成九年五月一日
 - 八 騒音計 平成八年五月一日
 - 九 振動レベル計 平成八年五月一日
 - 十 浮ひょう型比重計 平成十年五月一日
- 2 法附則第十九条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる特定計量器を製造する者については、法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分ごとに、当該各号に掲げる日のいずれか通商産業省令で定めるものとする。
 - 一 質量計 平成六年五月一日、平成九年五月一日又は平成十年五月一日
 - 二 温度計 平成七年五月一日又は平成十年五月一日
 - 三 体積計 平成七年五月一日、平成八年五月一日又は平成九年五月一日
 - 四 アネロイド型圧力計 平成六年五月一日又は平成八年五月一日
 - 五 熱量計 平成七年五月一日又は平成十年五月一日
 - 六 濃度計 平成六年五月一日、平成八年五月一日、平成九年五月一日又は平成十年五月一日

附 則

この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。
